

## 「いばらきアマビエちゃん」システムへの登録のお願い

この度、茨城県において新型コロナウイルス感染症対策として、県民と事業者に県独自の感染通知システムへの登録・利用を義務付ける条例が令和2年10月2日に公布・施行されました。理容業はアマビエちゃんの登録を義務付ける対象業種となっております。既に登録済みの方はご協力に感謝致します。

これに伴い、各支部において登録サポート員（別紙参照）の協力をいただき組合員の登録補助を行っておりますのでこの機会にアマビエちゃんへの登録をお願いいたします。

登録作業に不安な方は遠慮なく、「アマビエちゃん登録サポート員」までお問い合わせ下さい。



### ○組合員の方へお願い

店舗やイベントなどの感染防止対策を分かりやすく掲示でき、茨城県作成のガイドラインを遵守していることをPRできます。アマビエちゃんシステムを導入していることで、お客様に安心してお店をご利用いただけます。

### ★お客様へ協力をお願い★

店舗に掲示された「感染症防止対策宣誓書」に掲載されている二次元コード（QRコード）を携帯で読み取ります。店舗の名称が表示されたら【登録する】を選択し、自動で起動するメールアプリから空メールを送信すれば設定完了です。

### ●新型コロナウイルスの感染者が発生した場合

同日に同じ施設を利用した方に注意喚起のメールが送られますが、発生した店舗などの事業所名や施設名、イベント名等が記載されることはありません。

### ※支部登録サポート員の方へ

ご協力ありがとうございます。各支部内において推進を図って下さいますようお願い申し上げます。

